

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政  
令の整備等に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○中小企業等協同組合法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)	(抄)	1
○中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)	(抄)	5
○中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和三十二年政令第四十五号)	(抄)	8
○中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)	(抄)	11
○商店街振興組合法施行令(昭和三十七年政令第三百二十一号)	(抄)	12
○商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)	(抄)	17
○技術研究組合法施行令(平成二十一年政令第五百十八号)	(抄)	19
○技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)	(抄)	23
○会社法(平成十七年法律第八十六号)	(抄)	27
○商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)	(抄)	36
○会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)	(抄)	39
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)	(抄)	40

○中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）

（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九條第三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組合（中小企業等協同組合法第二十七條第八項に規定する 監査権限定組合をいう。）以外の組合
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百二條の二第二項、第三百三條第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	中小企業等協同組合法第三十八條の二第四項

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え）

第二十八條 （略）

2・3 （略）

4 法第六十九條の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九條第三項	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上）	監査権限定組合（中小企業等協同組合法第二十七條第八項に規定する）

項第一号	ある場合にあつては、各監査役)	監査権限定組合をいう。) 以外の組合 監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十八条の二第四項

5 (略)

(組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 法第九十六条第三項の規定により組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

(組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第三十条 法第九十六条第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十一条 法第一百一十一条第二項に規定する政令で定める権限は、法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうちその組合員の資格として定款に定める事業が金融庁長

官の所管に属しないものに係る権限とする。

一 法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可

二 法第六十六条第二項の規定による解散の命令

三 法第六十六条の二第四項及び第五項の規定による設立の認可の取消し

(都道府県が処理する事務)

第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項(これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)(において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二(第三項を除く。)(並びに第六六条の三に規定する行政庁(管轄都道府県知事を除く。以下同じ。))の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。)(でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)(に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が財務大臣の所管に属するものであつてその行う事業として定款に定められる事業に財務大臣の所管に属する事業及び財務大臣の所管に属する事業と密接に関連する事業を含むもの(その地区が都道府県の区域を超えるものを除く。)(に関する財務大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。)(の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。)(に関する厚生労働大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。)(に関する農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の

権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）、並びに第四百六条の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第五号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第一号に定めるものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第一百一十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

四 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（全国を地区とするものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第一百一十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

(主務省令)

第三十四条 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）に関しては、その組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣が共同で発する命令
- 二 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関しては、内閣府令
- 三 企業組合に関しては、その行う事業を所管する大臣が共同で発する命令

○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（創立総会）

第二十七条（略）

257（略）

8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（第三十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限定組合」という。）にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（役員を責任を追及する訴え）

第三十九条 役員を責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十条の二（略）

254（略）

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十九条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及

び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三條まで、第五百七條（株式会社の清算）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五條の三、第三十五條の四、第三十六條の二、第三十六條の三第一項及び第二項、第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項を除く。）、第四十條（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七條第二項から第四項まで、第四十八條並びに第五十三條の二並びに第三百五十七條第一項、第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同條第一項並びに第三百六十一條第一項及び第四項、第三百八十一條第二項、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八條の規定を、組合の清算人の責任を追究する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十項まで、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追究等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十條第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同條第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四條、第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（従たる事務所の所在地における登記）

第九十三條 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第九十條に規定する日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第九十四条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第九十五条 第八十九条、第九十条及び第九十二条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第八十九条に規定する変更の登記は、第九十三条第二号各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第九十六条 （略）

2 （略）

3 組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 （略）



○中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（抄）

（協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法の規定の読替え）

第一条の二 法第五条の二十三第五項の規定により協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第三項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十七条第二項各号」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第五項の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

2 法第五条の二十三第五項の規定により協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第四項の規定により会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十七条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第五項の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

（組合の登記について準用する中小企業等協同組合法の規定の読替え）

第七条 法第五十四条の規定により組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第三項の規定により会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十七条第二項各号」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

2 法第五十四条の規定により組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第四項の規定により会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十七条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

第八条 主務大臣は、商工組合又は商工組合連合会から次の事項について必要な報告をさせることができる。

一 組合員（会員たる商工組合（会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合）の組合員を含む。以下この項において同じ。）又は会員（会員が商工組合連合会である場合にあつては、その会員たる商工組合を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに組合員又は会員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会にあつてはその出資口数

二 事業計画及び事業並びに収支予算

三 組合員が生産をする資格事業に係る物、その物の生産の設備若しくはその物の原材料、組合員が販売をする資格事業に係る物、組合員が提

供をする資格事業に係る役務、組合員の資本金の額若しくは出資の総額又は組合員が使用する従業員に関する事項

(株式又は金銭の割当てを受けることができない者)

第九条 法第百条の七第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法第十八条第一項の規定により組織変更前の事業協同組合又は企業組合から脱退することとなる組合員とする。

(組合員への株式の割当てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十条 法第百条の七第三項の規定により組合員への株式の割当てについて会社法第八百七十一条の規定を準用する場合には、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所の全てが一の都道府県の区域内にある協業組合(その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。)に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 法第五条の七第二項に規定する事務

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三 法第五条の二十二に規定する事務

四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務

五 法第九十五条第四項又は第百条の十一に規定する事務

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会(その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。)に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 法第九条ただし書に規定する事務

二 法第十七条の二(法第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する事務

三 法第四十二条に規定する事務

四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十一条において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務

五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までに規定する事務

六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務

七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項に規定する事務

3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7 前各項の場合においては、法中前各項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第十二条 法に基づく主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものうち別表第一第三号及び第四号に掲げる業種に属する事業を含む協業組合に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に委任されるものとする。

一 法第五条の七第二項の規定に基づく権限

二 法第五条の十七第一項の規定に基づく権限

三 法第五条の二十二の規定に基づく権限

四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法の規定に基づく権限

五 法第九十五条第四項又は第百条の十一の規定に基づく権限

（準用）

第十三条 法第九十六条第五項に規定する行政庁の権限に属する事務の都道府県による処理及び同項の規定に基づく行政庁の権限の委任について

は、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。  
別表第一（第十一条、第十二条関係）

一〇四（略）

別表第二（第十一条関係）

一〇二（略）

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）（抄）

（準用）

第五条の二十三（略）

2〇4（略）

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三条から第三百三条まで（第八十四条第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二号を除く。）（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6（略）

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第三百三条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第二百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、「第一百六条第二項」

とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員への株式等の割当て)

第百条の七 (略)

2 (略)

3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○商店街振興組合法施行令(昭和三十七年政令第三百二十一号)(抄)

(役員の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え)

第三条 法第四十六条の三第三項の規定により組合の役員の職務及び権限について会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	監査役設置会社にあつては、監査役	監査権限定組合(商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。)以外の組合にあつては、監事
第三百八十一条第二項、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項第一号並び	取締役	理事

<p>に第二項第一号及び第二号</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>監査権限定組合以外の組合</p>
<p>第三百八十一条第二項及び第三項、第三百八十五条第一項並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）</p>	<p>子会社に</p>	<p>子会社（商店街振興組合法第四十四条第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に</p>
<p>第三百八十一条第三項</p>	<p>子会社に</p>	<p>子会社（商店街振興組合法第四十四条第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に</p>
<p>第三百八十六条第一項</p>	<p>第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条</p>	<p>商店街振興組合法第五十一条の五第二項の規定並びに同条第五項において準用する第三百五十三条及び第三百六十四条</p>
<p>第三百八十六条第二項</p>	<p>第三百四十九条第四項</p>	<p>商店街振興組合法第五十一条の五第二項</p>
<p>2 法第四十六条の三第五項の規定により監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の役員の職務及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三百五十三条</p>	<p>第三百四十九条第四項</p>	<p>監商店街振興組合法第五十一条の五第二項</p>
<p>第三百八十九条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>商店街振興組合法第四十六条の三第四項</p>
<p>第三百八十九条第三項</p>	<p>取締役</p>	<p>理事</p>

項及び第四項			
第三百八十九条第五項	子会社に		子会社（商店街振興組合法第四十四条第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に
第三百八十九条第七項	第三百八十一条から第三百八十六条まで		商店街振興組合法第四十六条の三第三項において準用する第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
第一項		同法第四十六条の三第四項	

（役員 の 責任 を 追 及 す る 訴 え に つ い て 準 用 す る 会 社 法 の 規 定 の 読 替 え）

第六條 法第五十一条の四の規定により役員 の 責任 を 追 及 す る 訴 え に つ い て 会 社 法 の 規 定 を 準 用 す る 場 合 に お け る 同 法 の 規 定 に 係 る 技 術 的 読 替 え は、次 の 表 の と お り と す る。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第一百三條第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	商店街振興組合法第五十一条第四項	

(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え)

第七条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	監査役設置会社にあつては、監査役	監査権限定組合(商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。)以外の組合にあつては、監事
第三百八十一条第二項及び第三百八十五条第一項	監査役は	監事は
第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項並びに第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の五第二項の規定並びに同条第五項において準用する第三百五十三条及び第三百六十四条
第三百八十六条第一項及び第二項	監査役が	監事が



第三百八十六条第二 第三百四十九条第四 項	商店街振興組合法第七十八 条において準用する同法第 五十一条の五第二 項
-----------------------------	---

4 法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについては、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三 項第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上 ある場合にあつては、各監査役）	監査権限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査 権限定組合をいう。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合に あつては、各監事）
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条 第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の 二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四 百二十四条（第四百八十六条第四項において 準用する場合を含む。）、第四百六十二条第 三項（同項ただし書に規定する分配可能額を 超えない部分について負う義務に係る部分に 限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百 六十五条第二項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条第四項

5 法第七十八条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十三条	第三百四十九条第四項	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の五第二 項
第三百六十四条	取締役会設置会社	監査権限定組合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査

○商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）（抄）

（創立総会）

第三十五条（略）

257（略）

8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八十三条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（第四十六條の第三項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限定組合」という。）にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（役員の職務及び権限等）

第四十六條の三（略）

2（略）

3 理事については会社法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同條第一項並びに同法第三百六十一條第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一條（第一項を除く。）、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七條並びに第三百八十八條の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四條中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八條中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第四十四條第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員 の 責任 を 追及 する 訴え)

第五十一条の四 役員 の 責任 を 追及 する 訴え については、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七号の三、第八百四十九号第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七号第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第五十一条の五 (略)

2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3・4 (略)

5 組合を代表する理事については、第四十六条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)並びに会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)、第三百五十四条(表見代表取締役)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三四九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九号第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条(株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条(非訟)の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条(第一項及び第十一項を除く。)、第五十四条(会計帳簿等の作成等)、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同

法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追究する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百六十一条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第五百十八号）（抄）

（役員の責任を追究する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第六条 法第三十七条の規定により役員の責任を追究する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の	技術研究組合法第三十四条第四項

	<p>二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>	
--	--	--

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え）

第八条（略）

2・3（略）

4 法第六十条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第八百四十九条第三項第一号</p>	<p>監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）</p>	<p>監査権限限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限限定組合をいう。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）</p>
<p>第八百五十条第四項</p>	<p>第五十五条、第二百二条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百</p>	<p>技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四条第四項</p>

(組合の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第五十九条第二項の規定により組合の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

(組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第五十九条第三項の規定により組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第三項	各会社の本店	会社の本店及び組合の主たる事務所
第九百三十七条第四項	各会社の支店	技術研究組合法第五十六条第二項各号 会社の支店及び組合の従たる事務所

(組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条 法第五十九条第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

(組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条 法第五十九条第五項の規定により組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第九百三十七条第三項	各会社の本店	各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び会社の本店
第九百三十七条第四項	設立する会社	設立する組合又は会社
第九百三十七条第四項	各会社の支店	技術研究組合法第百五十六条第二項各号
		各組合の従たる事務所又は組合の従たる事務所及び会社の支店

(組合の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条 法第百六十八条の規定により組合の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項	支配人	参事
第七十一条第三項	同法第四百八十三条第四項	同法第六十条において準用する会社法第四百八十三条第四項
第八十七条第二項	第八十五条又は前条	技術研究組合法第百五十五条の設立
第八十八条第一項	第二十四条各号	技術研究組合法第百六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで

(株式会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第二十条 法第百七十条第二項の規定により株式会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十七条第二項	前項	技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項
	第八十五条又は前条	同法第百五十五条の会社法第九百十一条
第八十八条第一項	第二十四条各号	技術研究組合法第百六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで

第八十八条第二項 前条第一項

技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項

(合同会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第二十一条 法第百七十二条第二項の規定により合同会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十七条第二項	前項	技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項
第八十八条第一項	第八十五条又は前条	同法第百五十五条の会社法第九百十四条
第八十八条第二項	第二十四条各号	技術研究組合法第百六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで
第八十八条第二項	前条第一項	技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項

○技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号) (抄)

(設立の無効の訴え)

第十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(第二十七条第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に關するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限定組合」という。)にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。

(役員を責任を追及する訴え)

第三十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員を責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)



第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十一条、第八百六十九條、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで（第三十条第四項を除く。）、第三十八条（第十項を除く。）、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに第三百五十七条第一項、第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）の規定は組合の清算人の責任を追究する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設分割の登記）

第百五十五条 組合が第百九条第二項に規定する新設分割、第百十八條第二項に規定する新設分割又は第百三十六條第二項に規定する新設分割をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、これらの新設分割をする組合については変更の登記を、新設分割設立組合については設立の登記を、新設分割設立株式会社については会社法第九十一条の登記を、新設分割設立合同会社については同法第九十四條の登記をしなければならぬ。

一 第百九条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

- イ 第一百九条第二項の總會の決議の日
  - ロ 第一百十二条の規定による手続が終了した日
  - ハ 第一百九条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日
  - ニ 第一百三十一条第一項の認可を受けた日
  - 二 第一百十八条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
    - イ 第一百十八条第二項の總會の決議の日
    - ロ 第一百三十四条において準用する第一百十二条の規定による手続が終了した日
    - ハ 第一百十八条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日
    - ニ 第一百三十一条第一項の認可を受けた日
  - 三 第一百三十六条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
    - イ 第一百三十六条第二項の總會の決議の日
    - ロ 第一百四十三条において準用する第一百十二条の規定による手続が終了した日
    - ハ 第一百三十六条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日
    - ニ 第四十条第一項の認可を受けた日
- (従たる事務所又は支店の所在地における登記)
- 第一百五十六条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所又は支店が主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所又は支店の所在地において、従たる事務所又は支店の所在地における登記をしなければならない。
- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
  - 二 新設合併設立組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第一百五十四条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内
  - 三 新設分割設立組合が第九条第二項に規定する新設分割に際して従たる事務所を設けた場合 前条第一号に定める日から三週間以内
  - 四 新設分割設立株式会社又は新設分割設立合同会社が第十八条第二項又は第三十六条第二項に規定する新設分割に際して支店を設けた場合 前条第二号又は第三号に定める日から三週間以内
  - 五 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第百五十七条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第百五十八条 第百五十一条から第百五十五条までに規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第百五十三条及び第百五十五条に規定する変更の登記は、第百五十六条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第百五十九条 （略）

2 会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十七条第三項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、吸収合併の無効の訴え又は新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百三十七条第三項（第五号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、第百九条第二項に規定する新設分割、第百十八条第二項に規定する新設分割又は第百三十六条第二項に規定する新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この

場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

(商業登記法の準用)

第六百六十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、第五十二条第一項及び第八十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは「技術研究組合法第六百六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「技術研究組合法第五十九条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設分割設立株式会社の登記の申請)

第七十条 (略)

2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五十五条の会社法第九百十一条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設分割設立合同会社の登記の申請)

第七十二条 (略)

2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五十五条の会社法第九百十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(株式会社の代表)

第三百四十九条 (略)

2・3 (略)

4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)

第三百五十三条 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会は、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる。

(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)

第三百六十四条 第三百五十三条に規定する場合には、取締役会は、同条の規定による株主総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて取締役会設置会社を代表する者を定めることができる。

(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第三百八十六条 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合

二 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第三号において同じ。）である監査役設置会社とその株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。次項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であった者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であった者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までその原因となった事実が生じたものに限る。）を追及する訴えを提起する場合

三 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第四号において同じ。）である監査役設置会社がその完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項第四号において同じ。）である株式会社を取締役、執行役又は清算人に対して特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）を提起する場合

2 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二 監査役設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定

による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

三 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

（をする場合又は第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四 最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第三号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）をする場合又は第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

（訴訟参加）

第八百四十九条（略）

2（略）

3 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

二・三（略）

4～11（略）

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

（不服申立ての制限）

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者

、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）  
（株式会社設立の登記）

第九百十一条 株式会社設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にならなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあつては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日）

二 発起人が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、第五十七条第一項の募集をする場合には、前項の登記は、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にならなければならない。

一 創立総会の終結の日

二 第八十四条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

三 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

四 第一百条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

五 第一百一条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 株式会社存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

- 六 発行可能株式総数
- 七 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
- 八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
- 九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- 十 株券発行会社であるときは、その旨
- 十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項
  - イ 新株予約権の数
  - ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
  - ハ ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
- ニ 第二百三十六条第一項第七号並びに第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項
- 十三 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名
- 十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十三号に規定する場合を除く。）
- 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
- 十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第三百七十八条第一項の場所
- 十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び次に掲げる事項
  - イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社であるときは、その旨
  - ロ 監査役の氏名
- 十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
- 十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- 二十 第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- 二十一 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項
  - イ 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
  - ロ 特別取締役の氏名



- ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
  - 二十二 監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
    - イ 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
    - ロ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
    - ハ 第三百九十九条の十三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨
    - 二十三 指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
      - イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
      - ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名
      - ハ 代表執行役の氏名及び住所
    - 二十四 第四百二十六条第一項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
    - 二十五 第四百二十七条第一項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
    - 二十六 第四百四十条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
    - 二十七 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
    - 二十八 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
      - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
      - ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
    - 二十九 第二十七号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
- (合同会社の設立の登記)
- 第九百十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。
- 一 目的
  - 二 商号
  - 三 本店及び支店の所在場所

四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め  
五 資本金の額

六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称

七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所

八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

九 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

十 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十一 第九号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

(支店の所在地における登記)

第九百三十条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する支店が本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該支店の所在地において、支店の所在地における登記をしなければならない。

一 会社の設立に際して支店を設けた場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 本店の所在地における設立の登記をした日から二

週間以内

二 新設合併により設立する会社が新設合併に際して支店を設けた場合 第九百二十二条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

三 新設分割により設立する会社が新設分割に際して支店を設けた場合 第九百二十四条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

四 株式移転により設立する株式会社が株式移転に際して支店を設けた場合 第九百二十五条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

五 会社の成立後に支店を設けた場合 支店を設けた日から三週間以内

2 支店の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 商号

二 本店の所在場所

三 支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該支店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）

第九百三十一条 会社がその支店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（支店における変更の登記等）

第九百三十二条 第九百九条から第九百二十五条まで及び第九百二十九条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、支店の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第九百二十一条、第九百二十三条又は第九百二十四条に規定する変更の登記は、第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（裁判による登記の嘱託）

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ 会社の設立の無効の訴え

ロ 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え

ハ 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。）の発行の無効の訴え

ニ 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え

ホ 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え

ヘ 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え

ト 株主総会等の決議した事項についての登記があつた場合における次に掲げる訴え

(1) 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2) 株主総会等の決議の取消しの訴え

チ 持分会社の設立の取消しの訴え

リ 会社の解散の訴え

ヌ 株式会社の役員解任の訴え

ル 持分会社の社員の除名の訴え

ヲ 持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え

二 次に掲げる裁判があったとき。

イ 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ 第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判（次条第二項第一号に規定する裁判を除く。）

ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判（次条第二項第二号に規定する裁判を除く。）

ニ 清算人又は代表清算人若しくは清算持分会社を代表する清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判（次条第二項第三号に規定する裁判を除く。）

ホ 清算人の解任の裁判（次条第二項第四号に規定する裁判を除く。）

三 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ 第八百二十四条第一項の規定による会社の解散を命ずる裁判

## 2 (略)

3 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社についての解散の登記及び組織変更をする会社についての回復の登記

二 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社についての変更の登記及び吸収合併により消滅する会社についての回復の登記

三 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社についての解散の登記及び新設合併により消滅する会社についての回復の登記

- 四 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割をする会社及び当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社についての変更の登記
- 五 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社についての変更の登記及び新設分割により設立する会社についての解散の登記
- 六 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換をする株式会社（第七百六十八条第一項第四号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）及び株式交換をする株式会社（株式会社）の発行済株式の全部を取得する会社についての変更の登記
- 七 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社（第七百七十三条第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）についての変更の登記及び株式移転により設立する株式会社についての解散の登記
- 4 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る組織変更、合併又は会社分割により第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各会社の支店の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（申請の却下）

第二十四条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

- 一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。
- 二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- 三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。
- 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。
- 六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。
- 七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。
- 八 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。

九 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき經由すべき登記所を經由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。

十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十六 登録免許税を納付しないとき。

第八十五条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第三項の規定により吸収分割に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 吸収分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収分割会社の本店がある場合を除く。

六 吸収分割会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項の規定による吸収分割契約の承認があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文又は第二項に規定する場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 吸収分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社はその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一致があつたこ

とを証する書面)

八 吸収分割会社において会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十六条 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

四 前条第四号に掲げる書面

五 新設分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設分割会社の本店がある場合を除く。

六 新設分割会社が株式会社であるときは、会社法第八百四条第一項の規定による新設分割計画の承認があつたことを証する書面(同法第八百

五条に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)

七 新設分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面(当該合同会社がその事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一致があつたことを証する書面)

八 新設分割会社において会社法第八百十條第二項(第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告(同法第八百十條第三項(同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権

者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十七条 本店の所在地における吸収分割会社又は新設分割会社とする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由しなければならない。

2 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第八十八条 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、吸収分割による変更の登記又は新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収分割会社又は新設分割会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

○会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）（抄）

第八百四十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

（和解）

第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

- 一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）
- 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- 三 指名委員会等設置会社 各監査委員



第九百三十条から第九百三十二条までを次のように改める。

第九百三十条から第九百三十二条まで 削除

第九百三十七条第一項中「(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」を削り、同条第三項に次の一号を加える。

八 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社についての変更の登記

第九百三十七条第四項を削る。

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号) (抄)

(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「とき」の下に「、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十七条第一項及び第二項中「本店の所在地における」を削り、同条第三項中「、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役)の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

「第二節 組合及び中央会の登記

目次中 第一款 主たる事務所の所在地における登記(第八十四条―第九十二条) を「第二節 組合及び中央会の登記(第八十四条―第

第二款 従たる事務所の所在地における登記(第九十三条―第九十五条)」

九十五条)」に改める。

第三十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第三十八条の四の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第三十八条の五 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
  - 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
    - イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
    - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
  - 2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
    - 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
    - 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
    - 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
  - 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
  - 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
  - 5 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
  - 6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。  
(役員のために締結される保険契約)
- 第三十八条の六 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
- 2 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約す

るものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十条の二第四項中「まで」の下に、「第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項」を、「役員又は会計監査人」との下に、「第三十八条の六第一項中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「会計監査人の」と」を加える。

第六十九条中「第三百六十一条第一項」の下に、「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条まで 削除

第九十六条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十七条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第一百三條中「第十七条から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第三百三十二條」を「第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に、「第十五号に」を「第十四号に」に、「第十二條第一項」を「第十二條第一項第五号」に改め、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十三條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と」を削る。

第一百五條第一項第二十号中「含む。」の下に「又は第三十八條の五第四項」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第百條 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第五項中「第百三條」を「第九十二條」に、「第九十二條第二号並びに」を「並びに第九十二條第二号を除く。」及び第九十六條から第百三條まで「」に改める。

第五十四條中「第百三條まで(第八十五條第二項、)」を「第九十二條まで(第八十五條第二項を除く。)」及び第九十六條から第百三條まで「」に改め、「協同組合法第百三條中「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四

条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る。

第九十八条の二第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項中、「主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百条の十三中「及び第四項」を削る。

第百十三条第一項第十三号中「含む。」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

(技術研究組合法の一部改正)

第百二条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「主たる事務所又は本店の所在地における」を「組合の」に、「従たる事務所又は支店の所在地における登記(第一百五十六条―第五十八条)」を「削除」に改める。

第二十七条第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。  
(役員のために締結される保険契約)

第三十六条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十七条中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第六十条中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第八章第二節の節名を次のように改める。

#### 第二節 組合の登記

第八章第三節を次のように改める。

#### 第三節 削除

第一百五十六条から第一百五十八条まで 削除

第五百五十九条第三項から第五項までの規定中「及び第四項」を削る。

第六十条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第六十六条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十六号」を「第十五号」に、「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削り、「第十五号」を「第十四号」に改める。

第八十九条第十五号中「含む。」の下に「又は第三十六条の二第四項」を加える。

(商店街振興組合法の一部改正)

第五十条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第五十一条第五項第一号中「第五十一条の五第一項」を「第五十一条の七第一項」に改める。

第五十一条の五第五項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条を第五十一条の七とする。

第五十一条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、同条を第五十一条の六とする。

第五十一条の三の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第五十一条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第五十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第五十一条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。

第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第七十八条中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一项まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第九十三条第一項第十四号中「含む。」の下に「又は第五十一条の四第四項」を加える。

